

地方環境事務所は、地域における環境省の「顔」として、平成17年10月1日から全国7地方（関東のほか北海道、東北、中部、近畿、中国四国、九州）でスタートしました。

地域の実情に応じた機動的かつきめ細やかな対応を実現するために、

- (1) 地域の視点に立って考え、行動すること
- (2) 地域の住民、行政、専門家等との協働による問題解決への取組
- (3) 地域の情報発信・収集拠点になることを目指しています。

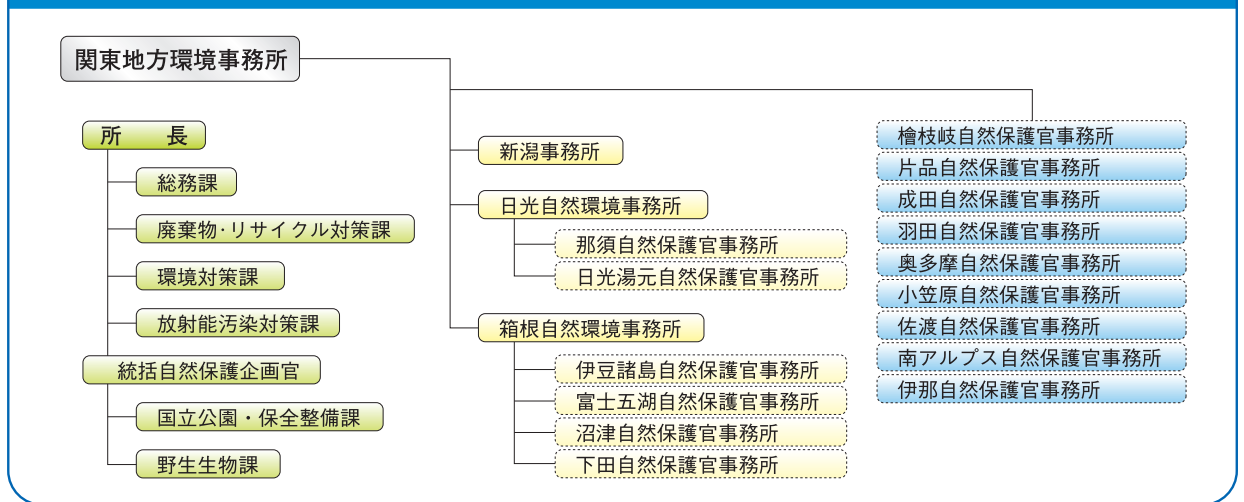
関東地方環境事務所の管轄区域は茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県の一都九県です。

管内には人口の集中する東京都特別区や、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市の8つの政令指定都市を抱え、地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題へのきめ細やかな対応につとめています。

一方で、日光国立公園、尾瀬国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、小笠原国立公園、富士箱根伊豆国立公園、南アルプス国立公園といった多様性豊かな国立公園の保護管理、自然とのふれあいや里地里山などの自然再生等を推進しています。さらには各国立公園に自然環境事務所または自然保護官事務所を設置し、自然保護の最前線の役割を果たしています。

また、トキをはじめ絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖、希少種の保護や外来生物の水際の防除及び飼養の規制等にも取り組んでいます。

### 【 関東地方環境事務所組織図 】



### 【 関東地方環境事務所管内図 】

